2 小矢部地区地区整備計画区域

	制限事項	計画地区	
		低層専用住宅A地区	低層専用住宅B地区
(1)	建築物の用途の制	一戸建ての住宅、診療所兼用住	一戸建ての住宅、診療所兼用住
	限	宅(診療所併用住宅を含み、患者	宅(診療所併用住宅を含み、患者
		の収容施設を有するものは除	の収容施設を有するものは除
		く。)及びこれらに附属するもの	く。)及びこれらに附属するもの
(2)	建築物の容積率の		
	最高限度		
(3)	建築物の建蔽率の		
	最高限度		
(4)	建築物の敷地面積	135平方メートル	150平方メートル
	の最低限度		
(5)	壁面の位置の制限	1メートル。ただし、建築物の	1メートル。ただし、外壁等の
		外壁又はこれに代わる柱(以下	面からの後退距離の限度に満た
		「外壁等」という。)の面からの	ない距離にある建築物又は建築
		後退距離の限度に満たない距離	物の部分が、次のいずれかに該
		にある建築物又は建築物の部分	当する場合は、この限りでな
		が、次のいずれかに該当する場	V 🗽
		合は、この限りでない。	ア 隣地境界線に面する建築
		ア 隣地境界線に面する外壁	物の1階にある外壁等で窓
		等で窓等の開口部を設けな	等の開口部を設けないもの
		いもの又は窓等の開口部に	又は窓等の開口部に目隠し
		目隠し等を設けたもので、	等を設けたもので、かつ、
		かつ、当該外壁等の隣地境	当該外壁等の隣地境界線か
		界線からの後退距離が0.5メ	らの後退距離が0.75メート
		ートル以上であるもの	ル以上であるもの
		イ 物置その他これに類する	イ 隣地境界線に面する外壁
		用途に供する附属建築物	等の中心線の長さの合計が
		で、軒の高さが2.3メートル	3メートル以下で、かつ、
		以下で、かつ、床面積の合	当該外壁等の隣地境界線か

1	1	1	I
		計が5平方メートル以内で	らの後退距離が0.5メートル
		あるもの	以上であるもの
		ウ 附属建築物の自動車車庫	ウ 物置その他これに類する
		で、軒の高さが2.3メートル	用途に供する附属建築物
		以下で、かつ、床面積の合	で、軒の高さが2.3メートル
		計が7.5平方メートル以内で	以下で、かつ、床面積の合
		あるもの	計が5平方メートル以内で
			あるもの
			エ 附属建築物の自動車車庫
			で、軒の高さが2.3メートル
			以下で、かつ、床面積の合
			計が7.5平方メートル以内で
			あるもの
(6)	建築物の高さの最	軒の高さは地盤面から7メート	軒の高さは地盤面から7メート
	高限度	ル(地階を除く階数は2以下とす	ル(地階を除く階数は2以下とす
		る。)	る。)
(7)	建築物の形態又は		
	意匠の制限		
(8)	へい等の構造の制	へい等で道路に面するものは、	へい等で道路に面するものは、
	限	 網状その他これに類する形状の	網状その他これに類する形状の
		もの	€ 0